

経済安全保障と先端・重要技術

貿易管理、米中技術覇権争い、ウクライナ情勢・対露経済制裁含む動向と課題

令和4年10月15日

政策研究大学院大学政策研究院参与

風木 淳

内容・目次

1. 世界の先端・重要技術（機微技術）管理、経済安全保障政策（知る・Know/守る・Protection/育てる・Promotion）、サプライチェーン強靱化

- ・機微技術の発展と技術管理の対象拡大
- ・経済安全保障と先端・重要技術（定義）
- ・米国
- ・中国
- ・EU
- ・日本の政策展開

2. 経済安全保障と先端・重要技術の課題

3. 参考資料

（参考1）ケース・スタディ：ロシアのウクライナ侵略に対する経済制裁と先端・重要技術
（※今後ケースを蓄積すべき）

（参考2）経済安全保障の輸出管理関連施策、投資管理、日米欧の動き、骨太全文等

背景：機微技術（＝先端・重要技術）の発展と技術管理の対象拡大

急速に発展する先端・エマージング技術（量子・AI等）やサプライチェーン上重要な基盤技術（半導体）を巡り経済と安全保障の問題がより密接に関連しつつ進展。脅威に対処するニーズや技術領域も多様化。軍民融合戦略（2015年～）の下、効率的かつ非対称的に軍事能力を高める中国の脅威を受け、米国を中心に先端・重要技術の囲い込み、大型研究開発投資、輸出管理や執行強化が顕著になった。更に機微技術管理の対象は大企業だけでなく、大学・研究機関、中小・スタートアップ等にも拡大。

エマージング技術による経済安全保障の変化

量子・AI等のゲームチェンジを可能とし得る、先端・エマージング技術の進展により、経済安全保障の外延が拡大、R&Dの在り方が変容

→ 先端の安全保障技術はもはや軍ではなく民が創出

■ AI・機械学習

- ・ AI兵器への適用
- ・ ディープフェイク（偽画像）による社会混乱



■ 量子コンピュータ・量子暗号

- ・ 現在使われている全ての公開鍵暗号の解読
- ・ 量子暗号による通信の秘匿



■ 極超音速

- ・ 地対地ミサイル、空対地ミサイルへの適用
- ・ 高速移動可能な軍用偵察機



■ 宇宙、海洋、サイバーセキュリティ・監視、バイオ...

機微技術管理の対象拡大（アカデミアが標的に）

米国・豪州を中心に、基礎研究分野における機微技術管理強化に向けた動きが加速

→ FBIの米国科学者の逮捕や司法省の起訴等が頻発

- ✓ **ハーバード大学化学部長の有罪判決（2021年12月）**
→ 「千人計画」を通じ武漢理工大に研究所を設立し、中国政府から多額の金銭を授受⇔米政府に虚偽申告で有罪判決。
- ✓ **テキサスA&M大学教授が逮捕（2020年8月）**
→ 中国との関係を隠しNASAの研究を実施
中国の「千人計画」にも参加していた疑い
- ✓ **新型コロナウイルス関連研究等を標的とした中国人ハッカー2名の起訴（2020年7月）**
→ 中国国家安全部（CMSS）等の中国諜報機関からの支援と指示を受けたもの

経済安全保障と先端・重要技術（定義）

「経済安全保障」が先端・重要技術と密接に関連しながら政府文書に体系的政策群として記載されたのは、2021年6月の骨太方針・成長戦略実行計画・統合イノベーション戦略2021が初めてである。それまでは「知る」「守る」「育てる」の統合イノベーション戦略2020の考え方や機微技術流出防止やサプライチェーン強化、あるいは海洋安全保障、サイバーセキュリティ、エネルギー安全保障や食糧安全保障の観点で多義的に用語が使用されてきた。

米国ではエコノミック・ステートクラフト（Economic Statecraft 経済的手段で対外政策の目的を達成。経済制裁等の手段を含む※典型的にはユニラテラル・一方的経済措置）として語られることが多く、経済安全保障（Economic Security）の概念や定義は一般的ではない。以下、一定の共通項が見られる面として、先端・重要技術に着目し、知る(Know)ことを前提とした、技術保全・守る（protection）と開発促進・育てる（promotion）を中心に米中欧の経済安全保障政策の概観を整理した。

（参考）

小林鷹之経済安保担当大臣（当時）答弁（令和4年3月23日 衆・内閣委）

「経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であって、我が国を含めて、その定義という意味では、主要国において確立したものがあるわけではありません。この法案においても、特段、定義づけというのは行っておりませんが、あえて分かりやすく申し上げます、国家そして国民の安全を経済面から確保することと言えるのではないかと思います、それを定義と言うかどうかは別として。（略）その上で、この法案におきましては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、委員御案内の四項目について制度整備を行うとしておりまして、経済安保の定義を、この法案として定義を要するものではないと考えております。」

米国が展開する主要な経済安全保障政策

最近の輸出管理・投資・政府調達規制

輸出管理強化（ECRA等）

- **外国直接製品規制（FDPR）強化**
ーファーウェイ・関連会社等へ先端半導体供給を規制
- **エンティティリストの拡大**(SMIC・DJI・CCCC等)
ー半導体・人権侵害・南シナ海・営業秘密窃取等
- **香港向け特例措置の廃止** 等

投資管理強化（FIRRMA）等

- **投資管理の事後介入/事前審査の強化**
ー機微技術や重要インフラに関する取引について強化
- **中国人民解放軍関連企業59社へ投資禁止**
ーファーウェイ・SMIC等への米国からの投資を禁止

情報通信技術サプライチェーンからの中国排除

- **政府調達規制（通信/ビデオ監視機器）**
ーHuawei、ZTE、ハイクビジョン、ダーファ、ハイテラおよび関連会社からの政府調達・使用を禁止。
ー5社の機器を使用する別の事業者からの調達も禁止
- **FCC認証禁止の規則**
ー上記5社の製品・サービスを米国市場から締め出し
- **ICTS民間取引の許可制導入**
ーインフラ・通信・個人情報・新興技術等にかかる中国の情報通信技術・サービスの取引をインフォーム/事前申請(※)で審査。事前および事後の介入が可能。
※事前申請制度は詳細検討中

エマージング技術 + 基盤技術管理への対応

エマージング技術14分野の機微技術管理

- **エマージング技術の輸出・投資管理拡大**
ーAI・量子等について検討。既に1技術を独自に輸出管理。
- **エマージング技術の生産基盤技術（半導体等）も検討。**

経済スパイ対策の強化

- 「千人計画」等の取締り
- 大学等の研究機関における研究インテグリティ確保を推進

機微技術開発支援

機微・新興技術戦略に基づく技術優位性の確保

- 「機微・エマージング技術国家戦略」(National Strategy for Critical Emerging Technology)
ー機微・エマージング技術20分野を特定（2020年10月に発表し2022年にアップデート）
ー技術管理・開発や同志国連携の重要性

半導体産業支援策

- **CHIPS法（2022年8月大統領署名・成立）**
ー5年間で527億ドル（約7兆円）支援
ー生産 + 研究開発促進
ー信頼できる半導体及びサプライチェーン構築の同志国連携
- **台湾TSMC工場のアリゾナ誘致**

中国が展開する主要な経済安全保障政策

最近の輸出管理強化

輸出管理法（2020年12月施行）

- 規制品リストの整備や、特定品目の輸出を禁止する主体を定めるリストの導入、みなし輸出、再輸出規制導入、域外適用の原則、報復措置を記載。産業・通商目的での輸出管理の合法化や、域外適用による日本企業の活動阻害のおそれ。

※工業情報化部は、輸出管理法規の遵守、トレーサビリティシステム構築等を定めた「レアアース管理条例」案を公表。

輸出禁止・制限技術リストの改定

- 対外貿易法に基づく「輸出禁止・制限技術リスト」に、AI・暗号チップ設計・量子暗号・高性能検知・ソフトウェアセキュリティ関連を追加。当時米国企業への売却が検討されていたTikTokのコア技術（AI）も該当。

「信頼できない主体リスト」規定の公布・施行

- 中国版エンティティ・リスト。中国における貿易・投資等を禁止・制限されるが、規制内容が不明確であり、恣意的な運用の懸念。

※このほか、

- 2021/1/9 他国法令等の域外適用遵守を禁止する権限を商務部に付与する規則「外国の法律・措置の不当な域外適用を阻止する弁法」を公表・施行。
- 2020/12/19 国家安全法(2015)に基づき、国家安全に影響する投資等への事前審査を定めた「外商投資安全審査弁法」を公布。2021/1/18施行。
- 2021/6/10 外国の制裁措置に対し、中国国内の動産や不動産の差し押さえなどを含む報復措置を可能とする「反外国制裁法」を公布・施行。

機微技術開発支援

量子研究開発支援策

- 量子コンピュータを重大科学技術プロジェクトとして位置づけ。量子情報科学国家実験室の整備等のために約70億元（1,200億円）を投資。

半導体産業支援策

- 「国家集積回路産業投資基金」を設置（'14/'19年）
→半導体関連技術へ計5兆円を超える大規模投資。

「千人計画」

- 海外高度人材をリクルート。米国は中国政府の技術窃取プログラムとして警戒。

サプライチェーンの「反撃・抑止力」の構築

中央財經委員会での習近平による講話

- 習近平主席は2020年4月、強固なサプライチェーン構築に加え、キラー技術育成・グローバルサプライチェーンの中国依存強化を通じた外国に対する反撃・抑止力の構築を志向することを講話で表明。

EUが展開する主要な経済安全保障政策

最近の輸出管理・投資管理等

新輸出管理規則（2021年9月）

- サイバー監視技術管理を導入。人権侵害の用途に使用され得る場合キャッチオール規制（当局からの通知又は輸出者のKnow要件）により許可制

—EUはデュアルユース品目について国際レジュームに沿った共通規制リストを有し、各加盟国が執行。今般、サイバー監視技術についてEU主導で加盟国向けルールを策定した。

- 執行調整メカニズム強化

—欧州委内にデュアルユース調整グループを設置し、加盟国間の情報共有強化。また、米EU貿易技術評議会（21年9月～）でエマージング技術の協力強化。

対内投資管理強化（2019年4月）

- 対内直接投資審査（スクリーニング）の包括的規則を導入

—機微技術や重要インフラに関する域外・第三国との取引について審査を強化・加盟国間で情報共有。（2020年10月全面適用。加盟国は順次制度整備）

反外国補助金規則案（2021年5月）

—市場歪曲的な外国補助金を受ける企業への域内での市場集中調査、公共調達排除を検討。

新たな貿易政策の公表

新たな貿易政策の公表：オープンな戦略的自律（Open Strategic Autonomy）（2021年2月）

—EUが（他国に影響されない）自律した選択を行い、EUの戦略的利益と価値を反映したリーダーシップとエンゲージメントにより周辺国・世界に影響力を発揮するすコンセプト。

第三国による強制的措置の防止及び対抗措置に関するEU規則案（2021年12月）

—第三国による、経済的威圧（economic coercion）に対し貿易・投資措置を活用した対抗措置を講じる権限を欧州委に付与（欧州委は会見でリトアニアの輸出品が中国で通関できない事例に言及）。

技術開発支援

EU産業戦略2020（2021年5月更新）

—EUの外国依存度の高い品目の分析等を踏まえ、各分野毎の支援の方向性を提示（バッテリー、原材料、水素、半導体、クラウド等）。

安保機微技術ロードマップ（2022年2月）

—機微技術の安保ニーズに対応した研究開発やイノベーション促進の方向性を提示。デジタルやサイバーセキュリティ、AI関連の取組、欧州半導体法案（2030年までに官民430億ユーロ投資）などによるイノベーション促進、標準化戦略、重要分野への予算の重点配分等に言及。

日本の政策展開（経済安全保障と先端・重要技術）

- ・機微技術管理政策・サプライチェーン強化政策・経済成長戦略、科学技術イノベーション政策（シーズ中心）、防衛技術・装備政策（ニーズ中心）などが歴史的に関連しながら展開。
- ・国家安全保障会議設置後の日本初の国家安全保障戦略（2013年12月）では、デュアルユース技術含めた技術力の強化、サイバーセキュリティ強化、宇宙分野、海洋分野、防衛生産・技術基盤の強化、防衛装備移転三原則（14年4月）策定に向けた対応などにも言及。
- ・その後の国際情勢、エマージング技術の急速な発展、米中技術覇権争いを背景に各政策が経済安全保障政策として政府全体の戦略的な動きとなった。
- ・コロナ感染症の拡大、ロシアのウクライナ軍事侵攻・侵略は経済安全保障政策、先端・重要技術の意義を一層認識させることとなった。

政策の流れ（政府内・立法府関係ではダイナミックな流れがあり以下は政府関係文書の一つの流れの紹介）

- ・産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会中間報告書（2019年10月8日）
- ・統合イノベーション戦略2020
- ・成長戦略実行計画2021、骨太方針2021、統合イノベーション戦略2021
- ・骨太方針2022

統合的
アプ
ロー
チ

「知る」

- ・グローバルサプライチェーンにおける重要技術・企業の把握
- ・政府全体の体制強化や専門人材の育成・活用

「守る」

【政府の措置】

- ・対内直接投資管理制度の見直し
- ・輸出管理制度の見直し
- ・機微技術管理の視点からの外国人の受入れ審査の実施
- ・研究開発における区分に応じた技術管理
- ・機微技術情報の非公開化（論文や学会、特許出願等の在り方）
- ・政府資金による研究成果の取扱い（ライセンスポリシー、受託者における輸出管理に関する法令遵守の徹底）
- ・営業秘密管理のエンフォースメント強化
- ・産業保全（後掲）

【大学・企業等の自主的取り組みが求められるもの】

- ・適切な輸出管理体制の構築
- ・研究開発等に携わる者の状況（他国企業と比較した相対的報酬レベル、退職時期等）を考慮した給与・報酬体系の見直し、機微技術の開発情報への適切なアクセス制限等

「育てる」

- ・機微技術分野のR&D推進
- ・国際共同研究開発の推進（産業保全（セキュリティ・クリアランスを含む）、機微技術情報の非公開化）

統合イノベーション戦略2020の主なポイント

- **経済と安全保障が不可分な領域（＝経済安全保障）の動向を踏まえ、我が国としては重要技術を「知る」・「育てる」・「守る」の3面で管理する統合的アプローチ**を追求。

統合イノベーション戦略2020（6章「安全・安心」）の主なポイント

知る

- 国内外の最先端の研究開発動向等の情報集約と分析と、それを踏まえた重要技術課題の明確化等を行うシンクタンク機能を備えた体制作りの検討

育てる

- ① 重要な技術分野に予算、人材等を重点配分し、科学技術力を強化
- ② **重要な技術情報に係る資格付与の在り方**
諸外国との連携が可能な形で情報取扱者への資格付与（セキュリティ・クリアランス）の在り方を検討

守る

- ① **研究成果の公開の在り方**
政府資金による研究成果について、安全保障の観点から公開の在り方を判断する枠組みの検討
- ② **特許制度の在り方**
イノベーション促進のため公開を原則とする特許制度について、機微技術流出防止の観点との両立が図られるよう、制度面も含め検討
- ③ **外国資金の受入れの在り方**
外国資金の受入状況等の情報開示を政府研究資金申請時の要件とし、虚偽申告等の場合は資金配分決定を取り消す等の枠組みの検討
- ④ **留学生・外国人研究者の受入れの在り方**
関係府省庁の連携による出入国管理やビザ発給の在り方の検討等、留学生等受入審査の強化に取り組む

政府方針における経済安全保障と施策の位置づけ（2021年度）

- **成長戦略実行計画**や、**経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021**、**統合イノベーション戦略2021**（2021年6月18日閣議決定）において、「**経済安全保障**」を柱の一つに位置付け、政府が取り組むべき諸課題を明確化。
- **新しい資本主義実現会議**（本部長：岸田総理）の「**緊急提言**」（2021年11月8日会議決定）でも方針を踏襲した個別施策のほか、**経済安全保障を推進する法案策定**が盛り込まれた。

成長戦略実行計画 第6章「経済安全保障の確保と集中投資」

- **技術優位性の確保**
 - **重要技術特定のためのシンクタンク機能の立上げ・推進**※●◎
 - **技術育成**※●◎（宇宙・量子・AI・HPC・半導体・原子力・先端素材・バイオ・海洋等）
 - **技術保全**※●◎（国際輸出管理レジームを補完する新たな安全保障貿易管理枠組み、対内直接投資管理の執行強化、留学生・研究者等の受け入れ審査強化、「みなし輸出管理」の対象明確化、インテリジェンス能力の強化、研究インテグリティ確保、非公開特許制度の検討、重要な技術情報を保全しつつ共有・活用を図る仕組みの構築）
- **基幹インフラ**（通信、エネルギー、金融、交通、医療等）や**重要技術/物資サプライチェーン**（半導体、医薬品、電池、レアアースを含む重要鉱物等）に係る**脅威の低減・自律性の向上**※
- 経済安全保障の強化推進に向けた**中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討**※●◎
- **先端半導体や電池の技術開発・製造立地推進**※●◎、**次世代データセンターの最適配置推進**●◎、**レアアース等重要技術・物資サプライチェーン強靱化**※◎

記号を付した項目は、それぞれ以下の文書に同旨の記載がある。

※「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」 ●「統合イノベーション戦略2021」 ◎新しい資本主義実現会議「緊急提言」

政府方針における経済安全保障施策の位置づけ（2022年度）

- 骨太方針・新資本主義実行計画といった政府方針では、**経済安保推進法の着実な執行と今後の課題**を提示。

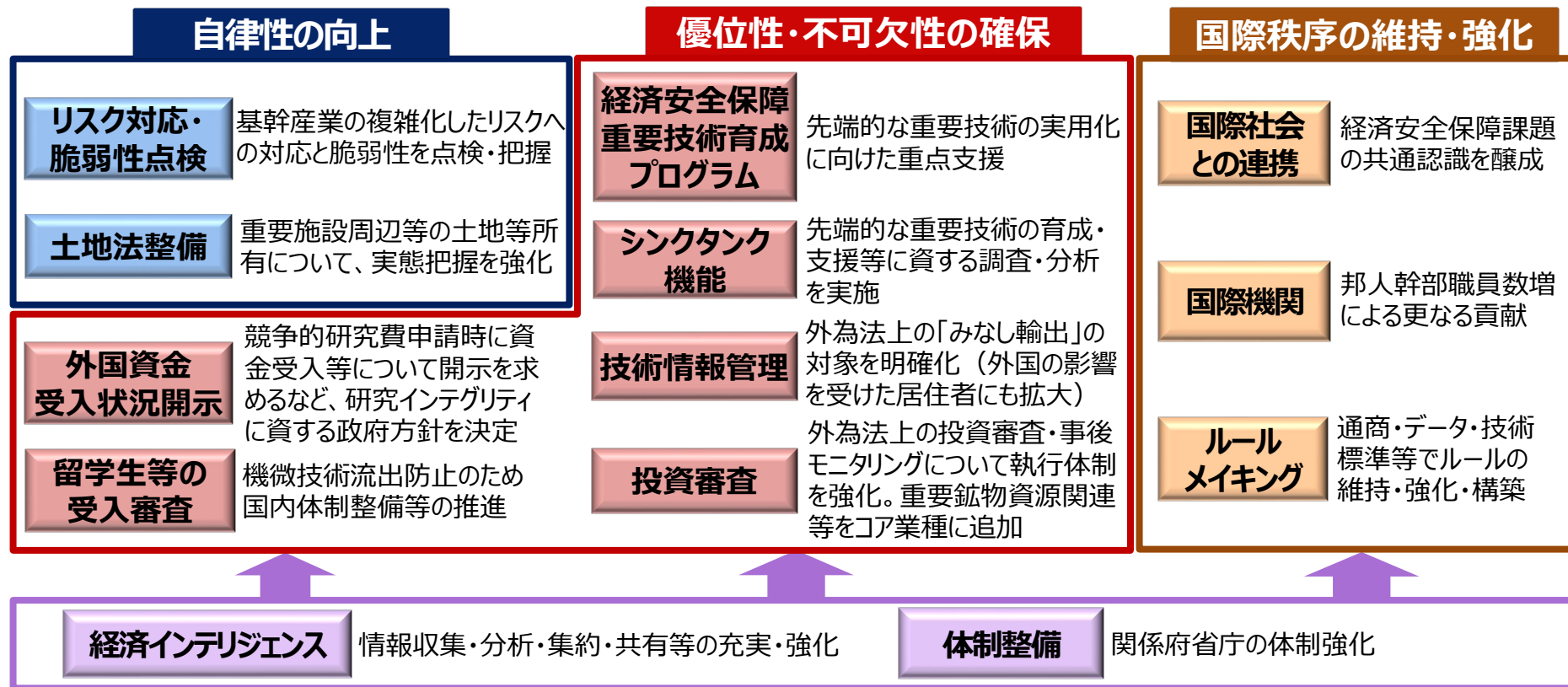
経済財政運営と改革の基本方針2022（6/7 閣議決定）

第3章 1（2）経済安全保障の強化

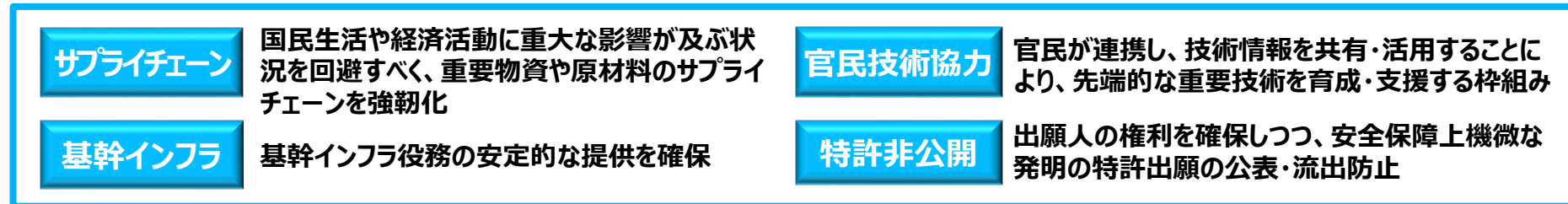
- **経済安全保障推進法（令和4年5月成立・公布）の着実な施行**※
 - 重要技術/物資(半導体、重要鉱物、電池、医薬品等)**サプライチェーン支援措置(基金等)**※
 - 基幹インフラの事前審査制度に関する事業者からの相談窓口設置等
 - **シンクタンクの立上げ・経済安全保障重要技術育成プログラムの強化(5000億円)**※
 - 非公開特許制度の円滑な施行に向けた取組み
- 次世代に不可欠な技術の担い手となる**民間企業の資本強化を含めた支援の在り方**※
- **重要情報を取り扱う者への資格付与の検討**※
- **次世代半導体**の設計・製造基盤確立
- **サイバーセキュリティ**の確保に向けた官民連携、人材育成※
- 機密性等に応じた**クラウド**の技術開発等支援
- **経済インテリジェンス**の強化
- **同志国との連携(先端技術を保有する同志国との責任ある技術管理、制裁の効果的な実施等)**
- **重要土地等調査法の着実な執行**

経済安全保障政策の体系（経済安全保障推進法を含む全体像）

1. これまでに着手した取組で、今後も継続・強化していく分野



2. 経済安全保障推進法（今後取組を強化する上で、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野）



3. 今後の情勢の変化を見据え、さらなる課題について不断に検討

経済安全保障推進法の4つの柱（2022年5月11日成立）

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（公布後6月以内から2年以内で段階的施行）

目的：この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。（第一条）（下線筆者注）

基本方針（第2条）

1. サプライチェーンの強靱化「安定供給確保基本指針」（第2章第6条）

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。（2022年9月30日に基本指針を閣議決定）

→特定重要物資の指定 事業者の計画認定・支援措置 政府による備蓄等の措置

2. 基幹インフラの安全性・信頼性の確保「特定社会基盤役務基本指針」（第3章第49条）

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

→対象事業等を法律・政省令等で規定 事前届出・審査 勧告・命令

3. 先端的な重要技術の開発支援「特定重要技術研究開発基本指針」（第4章第60条）

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。（2022年9月30日に基本指針を閣議決定）

→国による支援 官民パートナーシップ（協議会） 調査研究業務の委託（シンクタンク）

4. 特許出願の非公開「特許出願非公開基本方針」（第5章第65条）

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

→技術分野等によるスクリーニング 保全審査 保全指定 外国出願制限 補償

特定重要技術研究開発基本指針の概要① / 2

特定重要技術の定義（※同指針案は令和4年7月25日公表。パブコメ経て9月30日閣議決定）

- ・「先端的技術」：将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端技術
- ・「特定重要技術」：先端的技術のうち①から③のいずれか（複数もあり得る）において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

①当該技術を外部に不当に利用された場合

②当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合

③当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合

→「特定重要技術」に該当する場合は協議会（官民パートナーシップ）の技術領域毎の組織が可能となり、特に優先して育成すべきものは、「経済安全保障重要技術育成プログラムの研究開発ビジョン」に示され指定基金を用いた研究開発が実施される。（R3補正2500億円）

→「特定重要技術」の対象を見極める上で特定重要技術が含まれる幅広い技術領域を対象に、内閣総理大臣は本指針に基づき「調査研究実施方針」を策定し、特定重要技術調査研究機関（シンクタンク）も活用しながら、絞り込みや育成に資するための調査研究を実施する。（※以下基本指針に例示された技術領域）

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術

- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）
- 先端材料科学

特定重要技術研究開発基本指針の概要② / 2

特定重要技術調査研究機関（シンクタンク）の要件

- ①専門的な調査研究を行う能力
- ②情報収集・整理・保管に関する能力
- ③内外の関係機関との連携に関する能力
- ④情報管理体制

特定重要技術調査研究機関の趣旨（令和4年9月30日閣議決定の基本指針より抜粋）

・調査研究は、法第64条第1項に基づき内閣総理大臣が行うこととされており、本来的には国が担うべきものである。一方、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術に関する調査研究を効果的に行うためには、技術等の動向等が常に変化し続ける中で、中・長期的な視点から継続的に調査・分析を行うことが必要。このため、政府内部のみに閉じた取組では自ずと限界があることから、委託を可能としている。

・シンクタンクは、国内外の技術動向、社会経済動向、安全保障など多様な視点から、特定重要技術の研究開発の促進等に向けた調査研究を行う。また、協議会等にも積極的に協力。先端技術の専門性を有する産業界・学術界の人材を確保するとともに、機関やその活動を目に見える形で拠点化した上で、産業界・学術界への必要な情報提供や、政府の政策の意思決定への貢献・寄与が期待される。このため、必要な機関との連携体制や情報共有ネットワークの構築、政府関係機関からの必要な支援が求められる。

・シンクタンクの育成は一朝一夕にできるものではなく、まずは経済安全保障重要技術育成プログラムの実施に資する調査分析を中心に機能を発揮することが想定される。その上で、日進月歩で進展・変化の早い先端技術分野において、最新の知見を取り込みつつ継続的に一定以上の水準の調査・分析を行うため、新たな調査・分析手法の確立や関係機関とのネットワークの拡大など、シンクタンク機能の発展が求められる。

経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン（第一次） 骨子

経済安全保障重要技術育成プログラムは、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議の下、内閣官房、内閣府その他の関係府省が一体となって推進。両会議は「研究開発ビジョン」を決定し、当該ビジョンに沿って関係省庁は一体となって研究開発を推進する。（令和4年6月17日総理決裁）第一次の骨子・抜粋は以下のとおり（令和4年9月16日決定・公表）。

プログラムの主な特徴 経済安全保障上、我が国に必要な重要技術を見極め

我が国にとっての技術における優位性・不可欠性を確保・維持。市場メカニズムでは投資が不十分な先端技術を育成・支援。民生利用のみならず公的利用に係るニーズを研究開発に反映することを指向。中長期的な視点（10年程度）を持ちつつ概ね5年程度のスパンで社会実装を見据えた研究開発。

研究開発ビジョンの特徴

支援対象技術の3つの要素（①急速に進展しつつあり、かつ様々な分野での利用が不連続に起こり得る新興技術、②刻々と変化する国内外の脅威や安全・安心に対するニーズや課題などに対処しうる技術、③公的利用・民生利用において社会実装につなげるシステム技術）。中長期にはシンクタンクの知見等の活用。技術の獲得をグローバルに培っていく視点。

研究開発ビジョンの構成及び支援対象とする技術

【先端的な重要技術】AI技術、量子技術、ロボット工学、先端センサー技術、先端エネルギー技術

【場としての領域】海洋領域、宇宙・航空領域、領域横断・サイバー空間領域、バイオ領域

プログラムの推進にあたって配慮すべき事項

協議会の活用、多様な人材の参画、情報の適正な管理等の確保、先端技術の研究者による研究開発への参画、システム化、ビッグデータ処理、他領域との連携による付加価値向上、中長期的な国内人材育成、調達、規制緩和や国際標準化の支援検討、社会実装の担い手、将来の運用枠組み、責任ある研究とイノベーションへの留意。

経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョンとシンクタンクの関係

「研究開発ビジョン」は国全体として策定されているものであり、各府省のシーズ及びニーズに加え、令和3年度に開始した安全・安心に関するシンクタンク機能等の調査結果・提言、大学等における基礎研究、スタートアップ技術開発動向、AI戦略や量子技術イノベーション戦略等の個別の各種戦略、海外動向や国際協力の可能性等を総合的に考慮することとなっている。

既に令和3年度に開始した安全・安心に関するシンクタンク機能等の調査結果・提言は、一つの考慮要素との位置づけでその役割が整理されている。（※経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針案（令和4年8月29日公表資料））

経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針案（令和4年8月29日経済安全保障重要技術育成プログラム会議公表資料）抜粋

研究開発ビジョンの決定

- 統合イノベーション戦略推進会議及び経済安全保障推進会議による合同会議（以下「合同会議」という）が、国家安全保障会議での経済安全保障に係る審議を経た上で、研究開発ビジョンを決定する。
- プログラム会議において、我が国の経済安全保障を確保・強化する観点から先端的な重要技術についての研究開発ビジョン案を検討する。研究開発ビジョン案の検討においては、民生利用のみならず公的利用につなげていく社会実装を指向する観点から、各府省のシーズ及びニーズに加え、令和5年度の立上げを目指し令和3年度に開始した安全・安心に関するシンクタンク機能等の調査結果・提言、大学等における基礎研究、SBIR(Small Business Innovation Research)制度を踏まえたスタートアップ技術開発動向、AI戦略や量子技術イノベーション戦略等の個別の各種戦略、海外動向や国際協力の可能性等を総合的に考慮し、技術の進展等に応じた機動的かつ柔軟な設定を指向する。
- プログラム会議は、プログラムの進捗状況を踏まえつつ、社会環境の変化や技術の進展等に応じ、研究開発ビジョンに示す支援対象とする重要技術や重要技術となり得る要素技術等の追加・変更を含む研究開発ビジョンの改定案を検討する。

課題（経済安全保障と先端・重要技術）①／3

・経済安全保障と先端・重要技術の課題は、経済、外交、防衛、科学技術含め多面的で新しく、国内、国外の知見を結集して取り組む必要がある。世界情勢に沿ってスピード感を持って取り組むには、例えば、「知る」(Know)機能を前提に、諸外国で行われている「管理保全・守る」(protection)と「開発促進・育てる」(promotion)の両側面に焦点を当てて、様々なケース・スタディを通じ、調査、分析、課題抽出、実施、検証の方法論を発展させられないか。(例：データ分析手法、外部脅威やニーズ明確化、シーズとのマッチング等)

・国内の政府・官民アカデミア全体での取組み(whole of government)、海外機関・シンクタンク等との協働など、対外発信と交流を通じた連携 (alignment, holistic approach)が重要ではないか。

・中長期的な課題設定が必要ではないか。短期的な年度毎の喫緊の対応のみならず、5年、10年、15年以上の期間を見据えた対応を行うマndateを所要の各機関に確保できないか。

・政策実務のOJTのみならず、ケーススタディやアカデミックワークを通じた人材育成、人材の行き来が重要ではないか。

<参考1: 調査研究を実施する技術領域の例> 令和3・4年度内閣府委託事業の広範囲対象領域 (GRIPS政策研究院受託)
(経済安全保障法制に関する有識者会議 (第1回) (令和4年7月25日) 資料参照)

- バイオ技術
- 医療・公衆衛生技術 (ゲノム学含む)
- 人工知能・機械学習技術
- 先端コンピューティング技術
- マイクロプロセッサ・半導体技術
- データ科学・分析・蓄積・運用技術
- 先端エンジニアリング・製造技術
- ロボット工学
- 量子情報科学
- 先端監視・測位・センサー技術

- 脳コンピュータ・インターフェース技術
- 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
- 高度情報通信・ネットワーク技術
- サイバーセキュリティ技術
- 宇宙関連技術
- 海洋関連技術
- 輸送技術
- 極超音速
- 化学・生物・放射性物質及び核 (CBRN)
- 先端材料科学

課題（経済安全保障と先端・重要技術）②／3

調査研究に関連する内外機関の例等

<参考2:国内機関>

先端・重要技術については、政府関係省庁、各研究機関、大学、政府系・民間シンクタンクが調査研究を行っている。例えば、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)・研究開発戦略センター(CRDS)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)・技術戦略研究センター(TSC)、科学技術・学術政策研究所(NISTEP)、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局e-CSTI担当部署)、防衛装備庁技術関係部署等。

<参考3:海外機関・シンクタンク>

先端・重要技術については、政府機関のみならず、米国を中心にシンクタンクが活発に調査研究を行っている。例えば、戦略国際問題研究所(CSIS)、ジョージタウン大学安全保障・先端技術研究センター(CSET)、ランド研究所(RAND)、マイターコーポレーション(MITRE)等

<参考4:ケーススタディ・人材育成の課題のイメージ>

- (総論)
 - ・ 経済安全保障政策の概観、安全保障
 - ・ 科学技術イノベーション政策、成長戦略
 - ・ 経済安保とサプライチェーン
 - ・ 経済安保と経済制裁
- (管理保全・守る)
 - ・ 経済安保と貿易管理
 - ・ 経済安保と投資管理
 - ・ 経済安保と研究インテグリティ
 - ・ 経済安保とセキュリティクリアランス
 - ・ 経済安保と営業秘密等知財保護
 - ・ 経済安保推進法（インフラ、非公開特許）
- (開発促進・育てる)
 - ・ 経済安保と半導体
 - ・ 経済安保と量子
 - ・ 経済安保とAI・サイバーセキュリティ
 - ・ 経済安保と宇宙・海洋
 - ・ 経済安保とバイオ・健康医療
 - ・ 経済安保と重要鉱物（レアアース等）
 - ・ 経済安保と各技術領域の相互関係
 - ・ 経済安保推進法（重要物資安定供給、重要技術振興）等

課題（経済安全保障と先端・重要技術）③／3

本稿は、経済安全保障と先端・重要技術を軸に課題を検討したが経済安全保障を巡っては、より大局的に様々な課題がある。内外政府、関係機関、シンクタンク、アカデミア、産業界等での様々な議論により全体の動きを俯瞰しながら、課題と機会を捉え優先順位とリソース配分、重複や縦割排除に留意しながら各論を進める必要がある。

経済安全保障法制に関する有識者会議の政府資料（令和4年7月25日）による国会審議における論点等によれば以下の論点が「今後の課題」とされている。（※衆参附帯決議あり）

- ・国家安全保障戦略ににおける経済安全保障の位置付け
 - ・経済安全保障の推進に向けた体制整備
 - ・我が国の基幹産業が直面するリスクの総点検・評価の継続的な実施
 - ・セキュリティ・クリアランス
 - ・サイバー・セキュリティに関するリスクへの対応
- （この他、サプライチェーン、インフラ、技術開発、非公開特許の4分野ごとの論点）

この他、経済安全保障推進会議で示された政策体系や骨太方針、日米欧の対外経済政策課題を踏まえると、以下。

- ・同志国連携による先端技術を保有する国の責任ある技術管理、制裁の効果的実施
- ・人権問題への対応（サプライチェーン及び貿易政策）
- ・経済的威圧への対応、不公正・不透明な措置への対抗、ルールメイキング、監視、執行
- ・サプライチェーン強靱化、重要インフラ協力 等

※欧州は経済的威圧対策、米国は対外直接投資規制（先端・重要技術分野を念頭）などの法案や検討が進展。

関連課題：経済安全保障と企業経営視点

米中技術覇権争い、コロナ感染症の拡大、ロシアのウクライナ軍事侵攻・侵略、環境・人権問題への対応など、サプライチェーンのリスクが高まる中、グローバルに展開する企業にとって以下の3点が重要。

① 自社のサプライチェーン上のリスクを総点検し、重要物資・技術を特定し適切に対処。 その際、輸出管理部門、法務部門、知財部門での対応のみならず、営業部門、調達部門、研究開発部門、経営企画・戦略部門含めた経営層をトップとした横断的・俯瞰的な対応が不可欠。

② 各国の法令上のコンプライアンスは当然として、米中欧日の主要国での規制の内容やタイミングが微妙に異なる場合には、情報収集・インテリジェンス機能を発揮し、過度に萎縮せず、果敢に経営判断を行い企業の成長につなげる。 各国の規制と関わらない、いわゆるレピュテーション・リスク（環境・人権・安保で企業名が悪印象でレポートに公表・報道される）については、社内体制整備の他、市場・メディア・関係機関との対話を通じ粘り強く対応。

③ こうした対応には、人材育成・確保が不可欠。 また、個社では対応が難しい場合、横断的なグループ、同志国の企業・グループの活動や、専門家やシンクタンクとの連携、各国政府との意思疎通が重要。

※例えば、米中の一方的措置のエスカレート、域外適用はサプライチェーンの攪乱要因。日本政府や欧州委貿易総局などは産業界と連携して日頃より懸念を表明。有志国連合、多角的アプローチを志向。

（参考：米中対立を踏まえた官民対応に関する経産大臣発言（2020/11/17 閣議後記者会見）。その後累次の国会答弁あり。）

米中の技術覇権争いが激化する中で、先月成立をいたしました中国の輸出管理法が12月1日から施行されます。産業界からは、米中をはじめとする我が国の主要貿易相手国による輸出管理の強化について、懸念の声が上がっていると承知しております。経済産業省としては、引き続き中国輸出管理法の詳細などの把握に努めるとともに、積極的かつタイムリーに情報を発信してまいりたいと思っております。その上で、本日は、企業からの声を踏まえて、産業界に対して、経済産業省としての考えを3点お伝えしたいと思います。

- 第一に、企業各社においては、海外市場におけるビジネスが阻害されることのないよう万全の備えをしていただきたい。具体的には、輸出管理の状況を踏まえつつ、自社のサプライチェーン上のリスクについて精緻に把握するとともに、必要に応じて規制当局に許可申請を行っていただきたいこと。
- 第二に、他国企業と同等の競争条件を確保することも重要であります。各国の輸出管理上求められている内容を超えて、過度に萎縮していただく必要は全くありません。
- 第三に、仮にサプライチェーンの分断が不当に求められるようなことがあれば、経済産業省は前面に立って支援をしてまいります。

こうしたことを、今後の産業界との対話の中でお伝えするとともに、企業からの生の声をお聞きしてまいりたいと思っております。産業界からも積極的に情報を提供いただきたいと思います。これらの取組や関係国との対話等を通して、日本企業の事業環境の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

関連課題：経済安全保障と通商政策（先端・重要技術の軸）

通商政策※は、政府が取り組む課題。米中技術覇権争い、コロナ感染症の拡大、ロシアのウクライナ軍事侵攻・侵略、環境・人権問題への対応など、サプライチェーンのリスクが高まる中、通商政策においても経済安全保障と先端・重要技術の軸が重要となっている。

経済安全保障政策の全体像にあるとおり経済安保推進法に止まらず様々な課題を一体的に取り組む必要があるとされており、国際的なルールメイキングや通商・貿易ツールの活用・執行を併せて行う必要がある。

とりわけ「エコノミックステートクラフト」（Economic Statecraft 経済的手段で対外政策の目的を達成。経済制裁等の手段を含む※典型的にはユニラテラル・一方的経済措置）や「経済的威圧」が通商政策と経済安保が密接に交錯する分野であり、戦略的な対応が求められる。

※通商政策は、経済産業省設置法で「通商に関する政策」とされ、同法の任務（第三条）には「経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とする。」とされている。すなわち、内外一体の経済産業政策が前提となっている。経済産業政策の新基軸においても（産構審参照）、ミッション志向の経済産業政策の一つとして経済安全保障が位置付けられている。70年代・80年代・90年代前半までは日米通商摩擦（繊維、TV、鉄鋼、工作機械、自動車、半導体）が主要な課題。1995年WTO創設によるルール・ベースのマルチラテラル体制の確立で日米間の課題も徐々に国内の構造問題にシフト。更に2001年の中国のWTO加盟、WTO交渉停滞による経済連携協定・メガEPA時代（TPP、日EU、RCEP等）へ。2008年のリーマンショック後の中国の高度成長、自主創造政策、中国製造2025、軍民統合政策（2015～）などを背景に米中摩擦が進展。サプライチェーンリスクへの対応や環境や人権など普遍的価値に基づくルールメイキングが課題へ。

※米欧では、Trade Policyは、通商協定の交渉の他、貿易救済措置（AD、CVD、SG）やWTO紛争処理、対抗措置ルール（301条、経済的威圧への対抗立法等）の執行面に重みがある。「Trade Policyを使う」という言い方すらなされるが、日本の幅広い内外一体の経済産業政策の中での通商政策とニュアンスが異なることがある。米国はUSTRが通商政策（協定交渉やWTO紛争処理執行）を担当。商務省が輸出管理・貿易救済措置を担当。欧州委員会貿易総局は、協定交渉、貿易救済措置執行、輸出管理や投資管理の加盟国調整を担当。

※執行面では、日本では「不公正貿易報告書」が1992年以来、30年以上の歴史と実績があり、WTO紛争処理制度の活用をはじめとしたルールベースの取組の支柱となっている（2022年版P11「不公正貿易報告書30年のあゆみ」参照）。また、貿易救済措置については、近年、活用が進んできている（産構審特殊貿易措置小委参照）。また、WTO紛争処理機能の回復が急務とされている（産構審通商・貿易分科会参照）。なお、経済安保推進法第30条においては特定重要物資に関する貿易救済措置の前提となる調査を主務大臣が行うことができる規定が新たに盛り込まれており、経済安保と貿易救済措置が「市場環境整備」の観点で関連づけられている。

参考資料

- ケース・スタディ：ロシアのウクライナ侵略に対する経済制裁と先端・重要技術（※今後ケースを蓄積すべき）**
- 貿易管理の基礎資料／経済安保関係参考資料（輸出管理、投資管理、最近の日米欧の動き）**

ケース・スタディ（ロシアのウクライナ侵略への経済制裁と先端・重要技術）

- ・日本は、2014年3月のロシアのクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市の「併合」以来、ロシアによるウクライナの主権及び領土一体性を侵害する動きを深刻に懸念し、ロシアの力による現状変更の試みを断じて認めないとの原則的立場に立脚し、G 7の連帯を重視し対応してきた。
- ・今般、2022年2月21日、ロシアは「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）の「独立」を一方向的に承認し、2月24日ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始。日本は、ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の深刻な違反、国際法違反であるとともに、力による一方向的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて認められないとの立場。一連の事態に対応し、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する等のため、G 7等主要国が講じた措置の内容を踏まえ、ロシアへの経済制裁を実施。欧州に止まらずアジアを含む国際秩序の問題として対応。
- ・経済制裁は、当該国の政策変更や抑止のための最大限の効果発揮を目指し、同時に国内への影響の最小化を図るもの。国際情勢と技術管理が交錯する分野。例えば、輸出管理分野においては、米欧日で連携の上、半導体等のハイテク品の輸出禁止、国際レジュームのリスト外の品目の輸出禁止、先端的な技術である量子技術の輸出禁止などの措置がとられており、先端・重要技術を巡る諸外国の状況、対象品目の選定・評価等で安全保障、経済安全保障への示唆はないか。

政策の流れ（以下の資料が参考）

- ・日本政府の措置（2月、3月、4月、5月の措置（総理会見））
- ・ロシア等への輸出禁止措置等について（全体概要）
- ・対象品目・技術のリストの表
- ・ロシア向け先端的な物品等の輸出禁止措置
- ・（参考）貿易管理の基礎資料

岸田内閣総理大臣記者会見（概要）

2月25日（金）に公表された措置

1. G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、制裁措置を強化。

具体的には23日に発表した制裁措置（「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入禁止措置を含む）に加え、以下の**3分野**における措置を速やかに実施する。

①**資産凍結と査証発給停止**によるロシアの個人、団体などへの制裁

②ロシアの金融機関を対象とする資産凍結といった**金融分野での制裁**

③ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品の**ロシア向け輸出に関する制裁**

2. 今回の事態により、わが国経済社会に生じるさまざまな悪影響を最小限にとどめるよう取り組む。

①**エネルギーの安定供給について**

- 国内には、現在、原油については、国、民間合わせて約**240日分の備蓄**があり、LNGについても電力会社、ガス会社において**2～3週間分の在庫**を保有。このため、**エネルギーの安定供給に直ちに大きな支障を来すことはない**と認識。
- I E Aや関係国と協議を行っている**国際協調での備蓄放出**や、産油・産ガス国への**増産働きかけ**など、関係国や国際機関とも連携し**必要な対策を機動的に講じ、国際的なエネルギー市場の安定化と、我が国のエネルギー安定供給の確保に万全を期す。**

②**原油など燃料価格高騰に対して**

- 国民生活や企業活動への**悪影響を最小限に抑える**。具体的には、**当面は燃油価格の激変緩和事業を大幅に拡充強化し、小売価格の急騰を抑制する。**
- 本対策を中心とし、**業種別対策や地方の取り組み支援、中小企業対策なども含む緊急対策**を官房長官の下に設置した関係閣僚会合において早急に取りまとめる。
- 電力、ガスの料金についても燃料費が上昇したとしても**急激な価格上昇が起こらないように取り組む。**

③**その他**

- 貿易保険の迅速な保険金支払**など、輸出入などの事業活動に影響を受ける日本企業の支援も講じる。

岸田内閣総理大臣記者会見（概要）

3月16日（水）に公表された措置

米国や欧州などG 7と連携して、事態の展開に合わせて機動的に厳しい対ロ制裁措置を講じていく。
先般、G 7首脳で発出した声明を踏まえ、ロシアに対して外交的、経済的圧力を一層強める。このため、法令上の措置を含め、必要な対応を行う。具体的には、次の5項目に取り組む。

- ①ロシアに対する貿易優遇措置である **最恵国待遇を撤回**。
- ② **輸出入管理をさらに強化。ロシア向けのぜいたく品の輸出禁止を行う**とともに、ロシアからの一部物品の輸入を禁止。今後、速やかに対象品目を特定。
- ③ I M F、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む **主要な多国間金融機関からロシアが融資を受けることを防ぐよう、G 7で連携して取り組む**。
- ④プーチン大統領に近いエリート層や財閥、オリガルヒなどに対する**資産凍結の対象の範囲をさらに拡大**。
- ⑤デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避に対応するため、**暗号資産交換業者などの協力を得て、金融面での制裁をさらに強化**。

岸田内閣総理大臣記者会見（概要）

4月8日（金）に公表された措置

昨晚、ロシア軍による残虐行為を最も強い言葉で非難し、ウクライナへの連帯を示すとともに、G 7としての追加的な対ロ制裁措置を取ることを表明するG 7首脳声明が発表された。このG 7首脳声明を踏まえ、わが国はロシアに対し、次の**5つの柱からなる追加制裁**を科し、**ロシアに対する外交的、経済的圧力を強化**する。これ以上のエスカレーションを止め、一刻も早い停戦を実現し、侵略をやめさせるため、国際社会と結束して強固な制裁を講ずる。

①ロシアからの石炭の輸入を禁止。早急に代替策を確保し、段階的に輸入を削減することでエネルギー分野でのロシアへの依存を低減させる。夏や冬の電力、電力需給逼迫を回避するため、再エネ、原子力など、エネルギー安保および脱炭素の効果の高い電源の最大限の活用を図る。

②**ロシアからの輸入禁止措置の導入。機械類、一部木材、ウオッカなどのロシアからの輸入**について、来週、これを禁止する措置を導入する。

③ロシアへの新規投資を禁止する措置を導入。G 7とも連携し、速やかに措置を導入。

④金融制裁のさらなる強化。ロシアの最大手銀行のズベルバンクおよびアルファバンクへの資産凍結。

⑤資産凍結の対象のさらなる拡大。400名近くのロシア軍関係者や議員、さらには国有企業を含む約20の軍事関連団体を新たに制裁対象に追加。これにより、資産凍結の制裁の対象となる個人は、合計約550名、団体は合計約40団体へと広がる。

5月5日（金）に公表された措置

G 7と連携して、ロシアに対する圧力を更に強化すべく、ここに4つの柱からなる新たな追加制裁措置を発表する。

第1に、資産凍結の対象となる個人を約140名追加。

第2に、輸出禁止の対象となるロシア軍事団体を更に約70団体拡大。

第3に、**ロシア向けの量子コンピューターといった先端的な物品等の輸出禁止**を行う。

第4に、ロシアの銀行の資産凍結の対象を追加する。

この新たな制裁措置を含めた我が国の対応について、私から、ジョンソン首相、ドラギ首相に説明し、両首脳から、日本の対露措置に対する高い評価が示された。さらに、それぞれの首脳との間では、引き続きG 7で協調して、ロシアに対し厳しい制裁を実施していくとともに、ウクライナに対し、様々な面で更なる支援を行っていくことを確認でき、今後のG 7の連携強化へとつながる有意義な会談となった。

ロシア等への輸出禁止措置等について（全体概要）

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、以下の輸出入禁止措置を実施。

輸出等禁止措置

- （１）国際輸出管理レジームの対象品目のロシア及びベラルーシ向け輸出等の禁止措置**
※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術 【3月18日施行】
- （２）ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の両国向け輸出等の禁止措置**
※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術 【3月18日施行】
- （３）ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁止措置**
※対象品目：化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置 【10月7日施行】
- （４）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置**
※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア287団体、ベラルーシ27団体。
【3月18日施行、4月1日、5月17日、7月5日、9月26日団体追加】
- （５）ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置**
※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術 【5月20日施行】
- （６）ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置**※貨物自動車、ブルドーザー等 【6月17日施行】
- （７）ロシア向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置** 【3月18日施行、5月20日石油精製触媒追加】
- （８）ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置**
※対象品目：高級自動車、宝飾品等 【4月5日施行】

輸入禁止措置

- （９）ロシアからの一部物品の輸入禁止措置**
※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械 【4月19日施行】

輸出入禁止措置

- （10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置**
【輸入禁止は2月26日施行、輸出禁止は3月18日施行】

(1) 関係 国際輸出管理レジームの対象品目 (リスト規制一覽①)

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目	
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料	
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等	
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等	
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	
(8)	軍用船舶等	(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器			(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	るつぼ	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機	
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	ハフニウム	3の2 生物兵器			(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーザーム	
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料		
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ジルコニウム	4 ミサイル			(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)	
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品	
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	遠心力式鈞合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミ合金成形工具	
2 原子力		(31)	遠心力式鈞合試験機	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等	
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	ファイラメントワインディング装置等	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属性磁性材料	
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	レーザー発振器	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	タングステン合金・タングステン合金	
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	質量分析計・イオン源	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料	
(4)	人造黒鉛	(35)	圧力計・ペローズ弁	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)	
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤	
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	真空ポンプ	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体	
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	スクロール型圧縮機等	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体	
(8)	周波数変換器等	(38)	直流電源装置	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末	
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	電子加速器・エックス線装置	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	衝撃試験機	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリリチウム・ポリリチウム他	
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	高速度撮影が可能なカメラ等	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリマレイト他	
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等	
		(43)	核兵器起爆(試験)用貨物			(18)	ポリウレタン・ポリウレタン・成型品等	
		(44)	光電子増倍管			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ガリウム他	
			中性子発生装置					
			遠隔操作のマニピュレーター					

*【改正】は2021年1月27日施行。この一覽が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

(1) 関係 国際輸出管理レジームの対象品目 (リスト規制一覧②)

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	Alミウム・ガリウム他の有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等		燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(21)	燐・砒素・アンモンの水素化物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(22)	炭化けい素等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(23)	多結晶の基板	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	8 電子計算機		(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	9 通信		(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(1)	伝送通信装置等	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(4)	〈削除〉	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信傍受装置等	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石		受信機能のみで電波等の干渉を観測	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の4)	する位置探知装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	15 機微品目	
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(7)	暗号装置等	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(9)	(削除)	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	10 センサー等		(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(1)	水中探知装置等	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(4)	電子式のカメラ等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5)	反射鏡	(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等	(6)	宇宙用光学部品等	13 推進装置			
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

(2) 関係 輸出貿易管理令別表第2の3 (貨物)

※規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

国際輸出管理 レジームの対象品目	1 別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物	
軍事能力等の強化 に資すると考えられる 汎用品	2 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）	
	エレクトロニクス 関連	イ 集積回路、アナログデジタル変換器、マイクロ波用機器及びミリ波用機器の部分品、弾性波を利用する信号処理装置及びその部分品、一次セル、二次セル、太陽電池セル、超電導電磁石、超電導材料を用いた装置並びに放電管 ロ 電子式の試験装置、アナログ方式又はデジタル方式の記録装置並びにオシロスコープ及びその部分品 ハ 周波数変換器、質量分析計、フラッシュ放電型のエックス線装置及びその附属装置並びにこれらの部分品、パルス増幅器、信号発生器、遅延時間測定装置、クロマトグラフ並びに分光計 ニ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の製造用の装置並びにこれらの部分品及び附属品 ホ 半導体素子、集積回路及び半導体物質並びにこれらの組立品の試験装置及び検査装置並びにこれらの部分品及び附属品 ヘ レジスト
	電子計算機関連	ト 電子計算機及びその附属装置並びにこれらの部分品
	通信関連	チ 通信装置並びにその部分品及び附属品 リ ちに掲げる貨物の試験装置 ヌ 通信装置用の光ファイバーの材料となる物質 ル 暗号装置及びその部分品
	センサー関連	ヲ 音波を利用した水中探知装置及び船舶用の位置決定装置並びにこれらの部分品 ワ 光検出器及びその部分品並びに光検出器を用いた装置 カ 電子式のカメラ及びその部分品 ヨ 光学フィルター並びにぶっ化物のファイバーケーブル及びその部分品 タ レーザー発振器 レ 磁力計及びその部分品 ソ 重力計 ツ レーダー及びその部分品 ネ 信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。） ナ 次に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品 ラ 光検出器用の光ファイバー及び光検出器の材料となる物質 ム ぶっ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム
	航法装置関連	ウ 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニクス装置並びにこれらの部分品 ヰ 航法装置及びアビオニクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置
	海洋関連	ノ 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品
	推進装置関連	オ ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品 ク 航空機及びガスタービンエンジン並びにこれらの部分品 ヤ 落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置 マ 振動試験装置及びその部分品 ケ ガスタービンエンジンの部分品の測定装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの附属品
	石油精製関連品目	フ 石油精製の装置

外国為替及び外国貿易法に基づく輸出貿易管理令等の改正について (ロシア向け先端的な物品等の輸出等禁止措置)

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアへの先端的な物品等の輸出等禁止措置**を導入する旨発表（5月10日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（5月13日閣議決定・公布、5月20日施行）。これに合わせて同日付で関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出等禁止措置を導入する。

○追加対象品目（関連技術を含む）

- ・ 石油精製用の触媒
- ・ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
- ・ 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置
- ・ 積層造形用の装置（3Dプリンター）並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金
- ・ 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の装置
- ・ 微小な電気機械システムの製造用の装置
- ・ 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置
- ・ 真空ポンプ及び真空計（量子技術関連）
- ・ 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品（量子技術関連）
- ・ 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
- ・ 量子収率の高い光検出器（量子技術関連）
- ・ 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
- ・ 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料（メタマテリアル）、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金（高エントロピー合金）その他の先端的な材料（一部は量子技術関連）
- ・ 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子

(以下参考資料)

貿易管理の基礎資料／経済安保関連資料（輸出管理・投資管理、最近の日米欧の動き、骨太全文等）

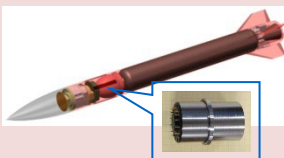
(参考) 貿易管理のミッション

- 機微技術の輸出管理等を通じた**安全保障**への貢献。
- 国連決議・条約等に沿った輸出入の管理（**経済制裁**、**希少動植物保護**）
→ 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく規制（貿易管理）を実施

全体：貿易管理に関する手続・審査の電子化

1. 安全保障への貢献

- 国際的枠組に基づく輸出管理
(通常兵器・核・生物化学兵器・ミサイル関連)
- 防衛装備の移転管理
(防衛装備移転三原則の運用)
- 対内直接投資規制
(国の安全、公の秩序の維持等のための規制)



2. 国際約束の履行等

- 経済制裁（北朝鮮、イラン、テロリスト等）
- 環境の保全（ゾウ等の希少動植物）
- 生命・安全の保護（P C B等の有害化学物質）
(注) ポリ塩化ビフェニル
- 資源管理・需給調整（いか・のり等の水産物）



貿易管理にあたっては税関・警察とも緊密に連携。違反に対しては行政処分等を実施。

3. 貿易ルールの運用

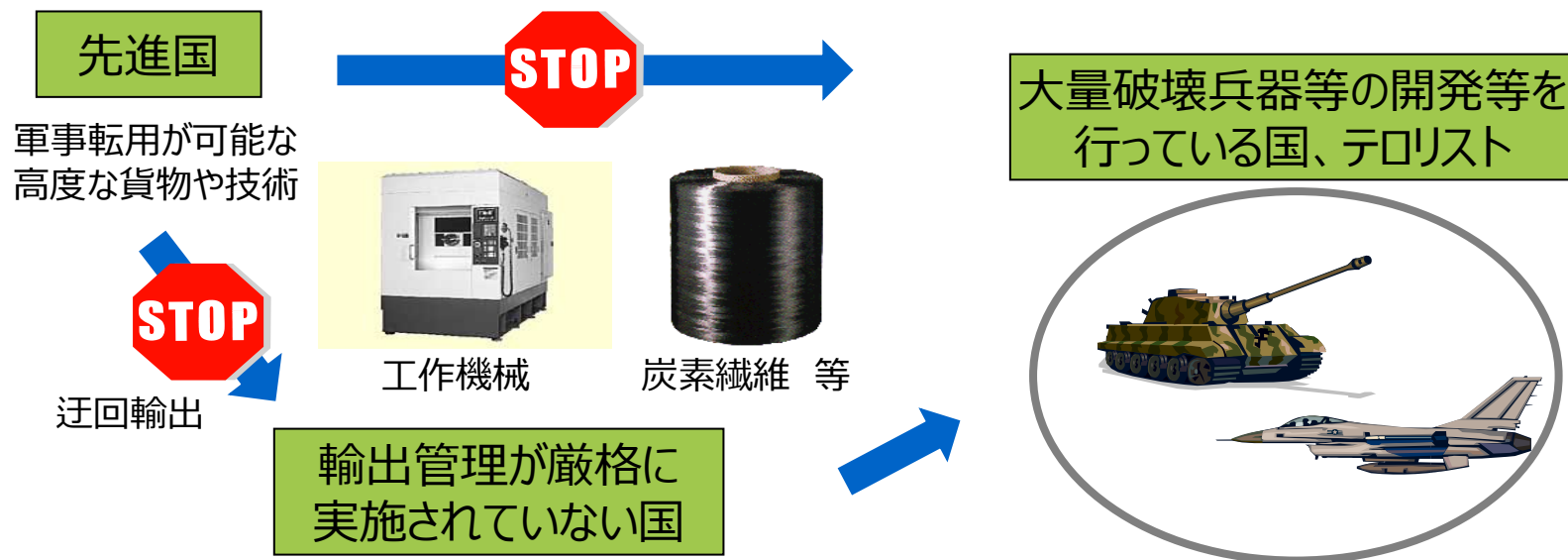
- 外国からのダンピング（不当廉売）への対抗措置（アンチダンピング）
- 原産地証明制度（経済連携協定）

参考：安全保障貿易管理とは 「国際的な平和及び安全の維持」のための既存の枠組みの概要

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹や通常兵器の開発等※²を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※³を実施。

目的 我が国を含む「国際的な平和及び安全の維持」 外為法第48条第1項、第25条第1項・第3項

手段 武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等

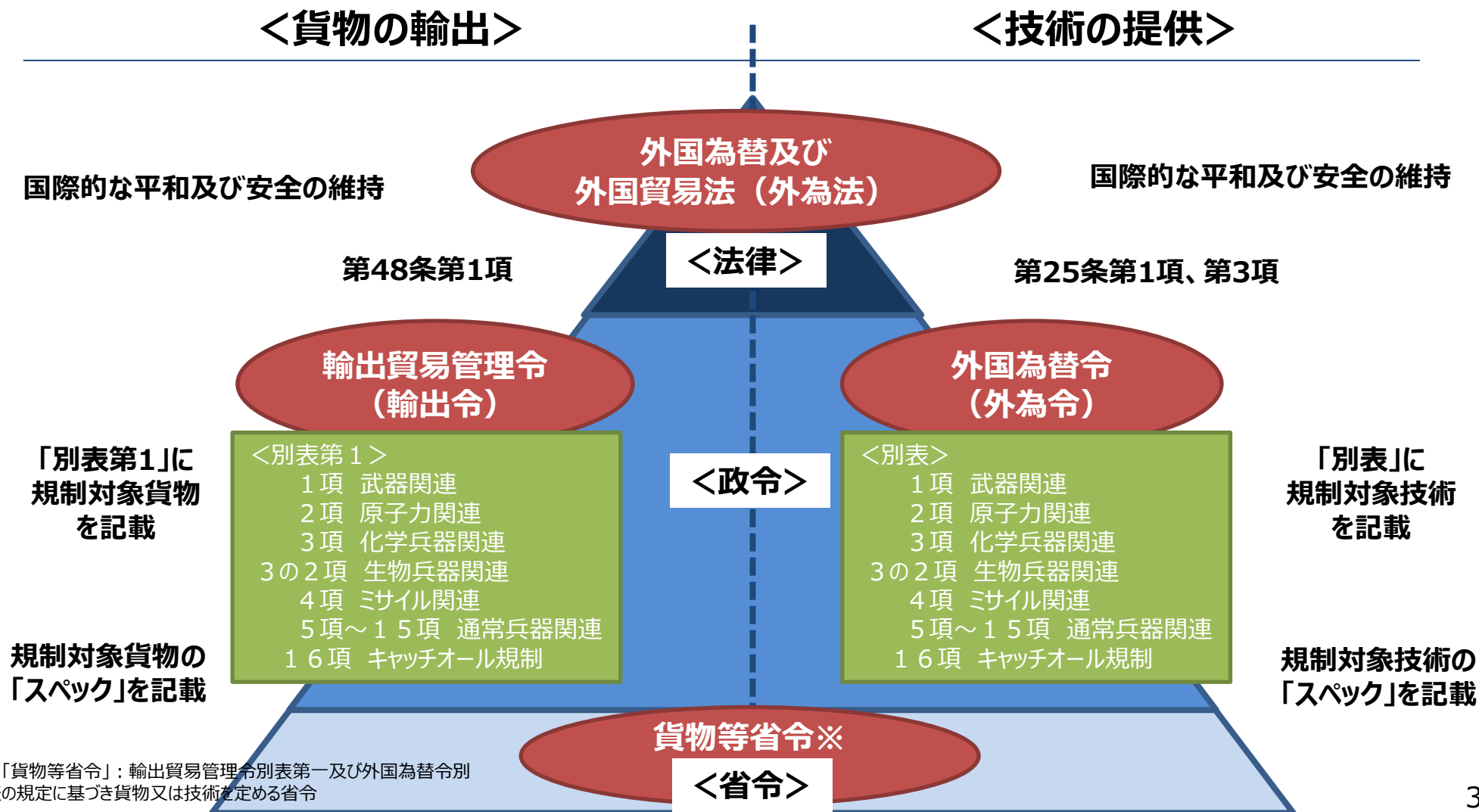


※¹「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※²「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

※³「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

参考：安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



参考：国際輸出管理レジーム概要

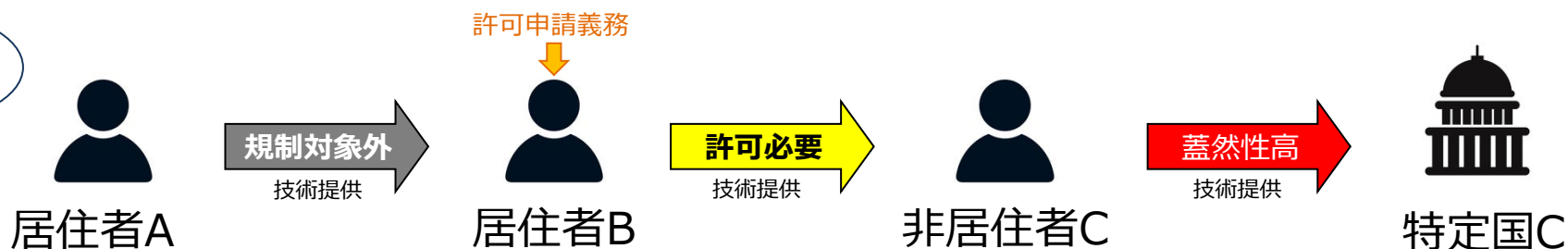
	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、 関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48か国	42か国+EU	35か国	42か国
4. 参加国	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国 ※グループA</p> </div>			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、 中国、韓国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ インド、韓国	アイスランド、トルコ ロシア、ウクライナ ブラジル インド、韓国 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ メキシコ インド、韓国 南アフリカ

「みなし輸出」管理の運用明確化

令和3年11月18日公表、令和4年5月1日適用開始

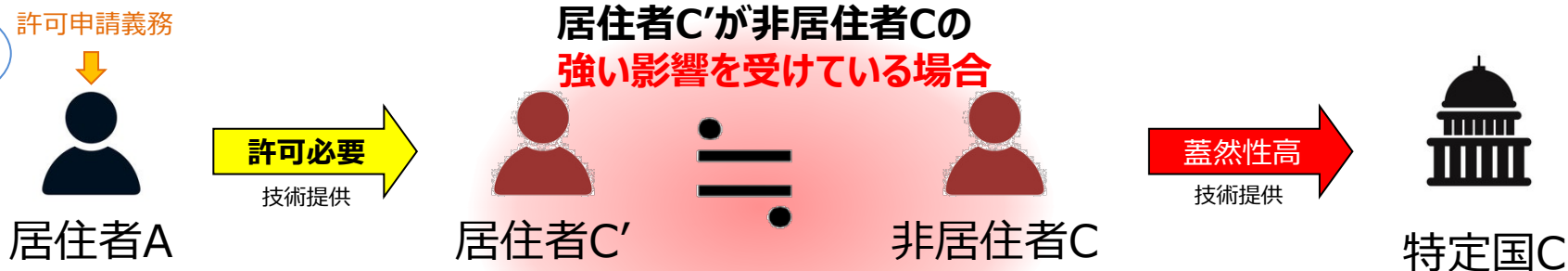
- **「特定国の非居住者に提供することを目的とした取引」**に係る概念を明確化し、**居住者への機微技術提供であっても、下図のように、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。**

従来



制度見直し

見直し後



- ① 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定（平成22年4月1日施行）。
- 昨今の安全保障環境下において機微な貨物等の管理が一層求められていることや、機微な貨物の流出事案が発生する中、一層の体制整備を通じて、不正輸出等の未然防止を図ることが重要であり、令和3年11月18日に省令を改正（令和4年5月1日施行。）

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

II リスト規制品の輸出等の遵守基準

I 輸出者等の遵守基準

I 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

II リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

※ 赤字部分は令和3年11月18日改正部分

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ 輸出等に当たり用途確認及び需要者等の確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

対内直接投資管理の見直し（外為法改正・事前届出対象業種追加）

- 経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資への適切な対応という、メリハリのある対内直接投資制度を実現するため、外為法を改正（2020年5月8日施行）。以下*が改正の概要
- 外為法では、国の安全を損なう事態等を生ずるおそれがある対内直接投資等に係る業種として、告示で対象業種の範囲を指定。当該業種に属する事業を営む日本の会社（国内子会社等が営む場合を含む。）に対する対内直接投資等が、事前届出の対象。

問題のない投資の一層の促進*

1. 事前届出免除制度の導入

- 対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象
- 国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化（政令・告示）
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応*

2. 事前届出の対象の見直し

- 上場会社の株式取得の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 経営への影響力行使につながる行為の追加（例：役員への就任や重要事業の譲渡）

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

事前届出対象業種の追加

国の安全を損なう事態等を生ずるおそれがある対内直接投資等に係る業種として、告示で対象業種の範囲を指定し、累次の見直しを行っている。

● 業種告示（別表第1）

【医薬品・医療機器に関連する業種】※令和2年7月適用開始
感染症に対する医薬品（医薬品中間物を含む。※生物学的製剤も含まれる。）、高度管理医療機器（附属品・部分品を含む）製造業

レアアース等の重要鉱物資源の安定供給に関連する業種（金属鉱業等）※令和3年10月適用開始

● 業種告示（別表第2）

【サイバーセキュリティに関する業種】※令和元年8月適用開始
集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電子回路実装基板製造業、有線通信機械器具製造業、携帯電話機・PHS電話機製造業、無線通信機械器具製造業、電子計算機製造業、パーソナルコンピュータ製造業、外部記憶装置製造業、情報処理サービス業※、ソフトウェア業※等

機微技術管理に関する新たな枠組みの必要性

- 我が国はこれまで国際輸出管理レジームに忠実に準拠し輸出管理を実施。他方、現下の国際情勢の変化及び技術的進歩にレジームはその機能を十分に果たせていない可能性。
→国際レジームを補完し、ユニラテラルな規制の問題点を克服する**機微技術管理の新たな枠組み**が必要

現行の国際輸出管理レジームの限界

- 全会一致方式で管理対象を決定する国際輸出管理レジームの性質上、**柔軟性や機動性に欠ける**。
- 特に、軍民融合が進みエマージング技術が台頭する中、**レジームのみでは解決できない課題が顕在化**。

各国による独自措置による弊害

- 経済のグローバル化が進む中、単一国による独自規制では技術の迂回流出を防ぐことはできず、**実効性が欠如**。
- 輸出管理の域外適用により、突如としてある品目が規制対象にされるなど、**第三国企業のビジネスの予見可能性を著しく毀損**。

- ビジネスの安定性確保に向け、既存の国際レジームを補完すべく、**技術保有国による機微技術管理に新たな枠組みが必要**。
- 先端技術に係る輸出管理は、**当該技術を保有するすべての国が参画しなければ実効性（各国企業のレベルプレイングフィールド）を十分に確保できない**。
⇒より実効性のある機微技術管理を実現すべく、**価値観を共有する同志国間の連携強化を図るべき**。

【参考】ケンドラー米商務次官補の発言（2022年4月オンライン公開イベント）
「輸出管理レジームの代替の議論をする段階ではないが、今後の展開と、世界の現状に合わせて輸出管理をどう調整するかについて考え始める段階にある。（中略）ワッセナーアレンジメントには、参加国を除外する機能が備わっていない。」

輸出管理政策の今後の展望 Kevin Wolf (元BIS次官補) “Ten-year view: Export controls in 2031”

- 2021年6月15日、オバマ政権下で商務省・産業安全保障局（BIS）担当次官補を務めた Kevin Wolf氏は、10年後の米国の輸出管理政策を展望するレポートを発表。
- 今後の展望として、半導体等の重要技術に係る少数国輸出管理枠組みや人権事由での輸出管理を同盟国間で協調する枠組みの創設、みなし輸出管理の強化等に言及。

【10年後の展望】 ◎項目に関連する内容は、2021年6月に発表された安全保障貿易管理小委員会の中間報告においても言及された。

軍民融合戦略を採用する中国・ロシア等による民生技術獲得の懸念を鑑み、米国の輸出管理の目的の一つである「国家安全保障」の定義は、ますます経済安全保障の観点を包含していく

- ◎ バイデン現政権下、半導体等の重要技術を保有する緊密な同盟国との間で、少数国輸出管理枠組みが発効
- ◎ 人権事由での米国独自の輸出管理強化、人権事由の輸出管理を協調して実施する同盟国間のレジーム創設
- ◎ 外国諜報機関を支援する米国人・米国人等（US person）に対する規制強化 ※**みなし輸出管理の強化**
- ◎ 企業内における輸出管理遵守体制強化への要求の高まり
- 輸出管理当局におけるエマテック・基盤技術に精通した人材確保の重要性が高まる
- 機微なパーソナルデータの国外移転規制として輸出管理制度を活用する

(参考) 同志国との国際連携・ルール・メイキングの推進

普遍的価値を共有する日米欧の経済政策連携のため、首脳・閣僚級対話を推進

JUCIP (日米商務・産業パートナーシップ・5/4閣僚級)

- ・「半導体協力基本原則」を策定 ・デジタル経済の推進
- ・輸出管理協力に関する協力計画策定、両国産業界から幅広く意見公募する共同プロセス開始
- ・相互投資交流の推進(J-Bridge、Select USA) ・第三国交えたクリーンエネルギー投資の加速 等

日米首脳会談 (5/23)

- ・技術を保有する同志国による責任ある機微技術管理のイニシアチブの立上げ
- ・サプライチェーン強靱化 ・基幹インフラのサイバーセキュリティ確保 ・国際共同研究開発

経済版2+2(日米経済政策協議委員会・7/29閣僚級)

- ・ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現、経済的威圧と不公正・不透明な貸付慣行への対抗
- ・重要・新興技術と重要インフラの促進と保護 (半導体を含む重要新興技術の日米共同R&D/重要インフラに対する脅威情報共有/5G・OpenRAN分野での日米連携等)
- ・輸出管理/強靱なサプライチェーン構築 (半導体、蓄電池、重要鉱物等) に関する日米連携

日EU定期首脳協議 (5/12)

- ・半導体等のサプライチェーン強靱化 ・重要インフラ・サイバーセキュリティ協力
- ・「技術は権威主義的監視・抑圧等の人権侵害に誤用・濫用されるべきではない」との認識を共有
- ・デジタル・パートナーシップの立上げ

(参考) 2021年9月 米欧TTC共同声明 (ANNEX IIより抄)

“The European Union and the United States acknowledge the need for controls on trade in certain dual-use items, in particular technologies, including cyber-surveillance technologies that may be misused in ways that might lead to serious violations of human rights or international humanitarian law.”

JUCIP（日米商務・産業パートナーシップ）（2022/5/4）

権威主義による国際秩序への挑戦やグローバルサプライチェーンの脆弱性の顕在化を踏まえ、次なる国際経済秩序の構築を見据え、普遍的価値を共有する日米両国が経済政策での連携が不可欠である中、閣僚級の対話を立上げ・推進。

5/4、萩生田経産大臣とレモンド商務長官との間で**第1回日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）閣僚級会合**を実施。

JUCIPにおける成果（ファクトシート 抄）

- 「半導体協力基本原則」※1を策定
- 輸出管理協力に関する協力計画※2の策定、両国産業界から幅広く意見公募する共同プロセスの開始
- グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラムの設立、5G・ORAN等の第三国協力、AI関連標準協力等デジタル経済の推進
- J-Bridge、Select USAを軸とした相互投資交流の推進
- 第三国を交えたクリーンエネルギー投資の加速 等

※1 半導体サプライチェーンの強靱性を強化するための共通のビジョン、目的、戦略を明らかにした「半導体協力基本原則」を共同で策定。その基本原則の下で、経済産業省と商務省は、半導体製造能力の多様化、透明性の向上、有事の際の対応、半導体研究開発と労働力開発の強化に係る協力を進める。

※2 輸出管理協力に関する協力計画の共同策定。この協力計画は、現在および今後においてあり得る輸出管理制度の動向、機微なデュアルユース技術、深刻な人権侵害や虐待を助長する目的で利用される可能性のある先端技術に関する技術的協議をさらに強化するものである。

日米首脳会談（2022/05/23）

- 同志国連携の筆頭として、経済安全保障等に係る日米連携の具体協力に合意。
- 経済分野での日米協力を拡大・深化することにコミットすべく、EPCC（経済版「2+2」）の7月開催に合意。（同志国含む経済安全保障・インド太平洋/国際社会のルールベースの経済秩序）

日米首脳会談における成果（「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップファクトシート」抄）

■ 競争力・イノベーション

①デジタル経済、②Open RAN、③サイバーセキュリティ／重要インフラの強靱性(脅威情報の共有※¹等)、④インド太平洋協力、⑤科学技術(経済安全保障に資する重要・新興技術の共同研究開発※²等)、⑥民生宇宙、⑦国際標準化、⑧輸出管理(マイクロエレクトロニクス・サイバー監視システム※³)、⑨サプライチェーン強靱化(半導体※⁴・先進蓄電池・重要鉱物、人権尊重に係る予見可能性向上等)

■ 新型コロナ、健康安全保障

■ 気候変動、クリーンエネルギー、グリーン成長・復興

■ 日米のパートナーシップの拡大・刷新



※ 1 「日米両国は、脅威情報を共有することにより、両国の基幹インフラの防御を向上させることにコミットする。」

※ 2 「日米両国は、将来的に両国間だけでなく、他の同志国とも共同で技術の調達及び活用を行う可能性も見据え、それぞれの経済安全保障に資する重要・新興技術の共同研究開発プロジェクトを行う意図を有する。」

※ 3 「日米両国は、悪意ある者による重要技術の誤用や研究活動を通じた新興技術の不適切な移転に対処するため、マイクロエレクトロニクスやサイバー監視システム等の重要技術のより効果的かつ機動的な輸出管理に関する日米協力を強化するための連携について議論した。」

※ 4 共同声明では、JUCIPで合意された「半導体協力基本原則」に基づき、次世代半導体開発の共同タスクフォースの設置を発表

日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）（2022/7/29）

- 経済版「2+2」が、国際経済秩序を維持・強化し、自由で開かれたインド太平洋の実現において戦略的重要性を有しているとの認識を共有。
- 閣僚級「2+2」の定期開催と年内の次官級協議の開催について一致。

日米経済版「2+2」閣僚級における成果（共同声明・行動計画 抄）

- **ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現**
- **経済的威圧と不公正・不透明な貸付慣行への対抗**
- **重要・新興技術と重要インフラの促進と保護**



半導体を含む重要新興技術の日米共同R&D¹

/新たな研究開発組織設立への米企業等の参画への期待

/重要インフラに対する脅威情報共有²/5G・OpenRAN分野での日米連携

- **サプライチェーンの強靱化**

輸出管理³/強靱なサプライチェーン構築（半導体、蓄電池、重要鉱物等）に関する日米連携⁴

<参考：行動計画における記載>

※1 日米両国は、技術革新がもたらす変革の機会に留意し、日本と米国の間及び志を同じくするパートナーの間の両方において、重要・新興技術の共同研究開発プロジェクトを探求し、支援することにコミットする。

※2 日米両国は重要インフラへの脅威に関する情報共有の重要性を確認する。

※3 日米両国は、悪意のある者による重要・新興技術の誤用及び研究活動を通じた新興技術の不適切な移転に対応するために、マイクロ・エレクトロニクス及びサイバー監視システムを含む重要・新興技術のより効果的で且つ機動的な輸出管理に関する日米協力を強化するための共同の取組を継続することを追求する。

※4 日米両国は、「日米商務・産業パートナーシップJUCIP」及びその他の枠組の下で、戦略的部門、特に半導体、電池、重要鉱物におけるサプライチェーンの強靱性を促進するための取組を前進させることを追求する。

日EUの経済政策連携の加速（日EU定期首脳協議）

権威主義による国際秩序への挑戦には、日米連携に加え、日EU間の連携も不可欠である中、日EU定期首脳協議を開催（2022/5/12）。

日EU定期首脳における成果（経済政策連携関連抜粋）

1 権威主義国家への対峙

➤ 経済安全保障分野の協力の推進

① 半導体等のサプライチェーン強靱化 ② 重要インフラ・サイバーセキュリティ協力

➤ 人権と技術

技術は権威主義的監視・抑圧等の人権侵害に誤用・濫用されるべきではないとの認識共有

➤ デジタル・パートナーシップの立上げ

2 エネルギー安全保障とカーボンニュートラルの現実的な両立

3 途上国の取り込み

<日EUデジタル・パートナーシップ概要> ※今後閣僚級立上げ、進捗は毎年首脳級でレビュー

【目的】DFFTを踏まえ、データについて持続可能な社会を達成するため、デジタル分野の協力を前進。

【協力分野】DFFT、強靱なサプライチェーン（半導体他）、5G/Beyond 5G、HPC/量子コンピューター、サイバーセキュリティ、プライバシー、人工知能、プラットフォーム協力、デジタル貿易、産業等のDX、標準化、コロナのデジタル認証等

G7貿易大臣会合(2022/9/14-15)

強靱で持続可能なサプライチェーン、WTO改革、公平な競争条件等について、共同声明が発出された。(概要以下のとおり)

強靱で持続可能なサプライチェーン

強靱性の観点について、G7として、輸出規制の抑制など、市場を開き、貿易投資を促進するための取組をリードすべき。同時に、重要物資の供給源の多様化や産業基盤強化を通して、サプライチェーンの混乱や途絶への備えを行う必要。また、機能不全に陥る国際輸出管理レジームを補完する新たな枠組みについても検討が必要。持続可能性、特に人権の観点について、日本はサプライチェーンにおける人権尊重のためのデュー・ディリジェンスに関するガイドラインを今週公表。サプライチェーンからの強制労働排除、人権尊重に企業が積極的に取り組める環境を整備するため、国際協調を進めていきたい。

WTO改革

交渉機能の強化のため、有志国で行うプブリ交渉の議論を加速させる必要。特に電子商取引交渉は、MC13までに実質的に議論を進展させ、交渉の早期妥結を目指すことが不可欠。紛争解決機能改革については、日本として、MC12でコミットした2024年までのWTO紛争解決機能の回復に向けて全力で取り組む。紛争解決機能回復までの間に空上訴が累積し、WTO協定違反行為を十分規律できなくなることを強く懸念。上級委員会が機能停止している間の暫定的な対応についても検討が必要。

公平な競争条件と経済的威圧

不透明かつ市場歪曲的な措置に対して、有志国で結束して対応する必要。特に、産業補助金や国有企業、強制技術移転の問題についてルール強化、策定及び執行を進めていくべき。

産業補助金と国有企業については、WTOにおける補助金通報の透明性向上や、過剰生産能力に繋がるものも含む有害な産業補助金、国有企業の市場原理に基づかない行動について規律強化が重要な課題。

強制技術移転については、間接的な形を含む全ての強制技術移転について対応すべき。既存のルールの遵守が徹底されるよう、WTOを含む様々な場も生かして同志国と連携するとともに、技術移転要求に関する規律の強化についても検討する必要。

G7として、「経済的威圧を許容しない」との立場を世界に示し、幅広い有志国と連携して行う具体的な対応策についても模索する必要。

経済財政運営と改革の基本方針2022

第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

1. 国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて
2. 短期と中長期の経済財政運営
 - (1) コロナ禍からの回復とウクライナ情勢の下でのマクロ経済運営
 - (2) 中長期の経済財政運営

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
 - (1) 人への投資と分配
 - (2) 科学技術・イノベーションへの投資
 - (3) スタートアップ（新規創業）への投資
 - (4) グリーン・トランスフォーメーション（GX）への投資
 - (5) デジタル・トランスフォーメーション（DX）への投資
2. 社会課題の解決に向けた取組
 - (1) 民間による社会的価値の創造
 - (2) 包摂社会の実現
 - (3) 多極化・地域活性化の推進

(4) 経済安全保障の徹底

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応
 - (1) 外交・安全保障の強化
- (2) 経済安全保障の強化
 - (3) エネルギー安全保障の強化
 - (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
 - (5) 対外経済連携の促進
2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興
3. 国民生活の安全・安心

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営
2. 持続可能な社会保障制度の構築
3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備
4. 国と地方の新たな役割分担
5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について
2. 令和5年度予算編成に向けた考え方

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

はじめに

- I. 資本主義のバージョンアップに向けて
 1. 市場の失敗の是正と普遍的価値の擁護
 2. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現
- 3. 経済安全保障の徹底**
- II. 新しい資本主義を実現する上での考え方
 1. 分配の目詰まりを解消し、更なる成長を実現
 2. 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保
 3. 民間も公的役割を担う社会を実現
- III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資
 1. 人への投資と分配
 - (1) 賃金引上げの推進 (2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化
 - (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定
 - (4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援 (5) 多様性の尊重と選択の柔軟性
 - (6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備
 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資
 - (1) 量子技術 (2) AI実装 (3) バイオものづくり (4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等
 - (5) 大学教育改革 (6) 2025年大阪・関西万博
 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進
 - (1) スタートアップ育成5か年計画の策定 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション
 - (3) GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資
- IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築
 1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討
 2. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化
 3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強化
 4. インパクト投資の推進 5. 孤独・孤立など社会的課題を解決するNPO等への支援
 6. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化
- V. 経済社会の多極集中化
 1. デジタル田園都市国家構想の推進
 - (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備
 - (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進
 - (3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保
 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ
 - (1) インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築
 - (2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備 (3) メタバースも含めたコンテンツの利用拡大 (4) Fintechの推進
 3. 企業の海外ビジネス投資の促進
- VI. 個別分野の取組
 1. 国際環境の変化への対応
 - (1) 経済安全保障の強化 (2) 対外経済連携の促進
 2. 宇宙 3. 海洋
 4. 金融市場の整備
 - (1) 四半期決算短信 (2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成
 - (3) 銀行の業務範囲及び銀証ファイアウォール規制の見直し
 - (4) 金融機関の取組を通じた貯蓄から投資の促進 (5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換
 5. グローバルヘルス（国際保健） 6. 文化芸術・スポーツの振興
 7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出
- VII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み
 1. 工程表の策定とフォローアップ
 2. 官と民の連携
 3. 経済財政運営の枠組み

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日 閣議決定）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（4）経済安全保障の徹底

新しい資本主義実現のための基礎的条件は国家の安全保障である。第3章で詳述するように、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底は、国際環境の変化に応じた新しい資本主義の根幹となる。新しい資本主義では、外交・防衛のみならず、持続可能で包摂性のある国民生活における安全・安心の確保を図る。また、権威主義国家の台頭に対しては、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を重視する国々が団結し、自由で開かれた経済秩序の維持・強化を進め、自由貿易を推進するとともに、不公正な経済活動に対する対応を強化する必要がある。

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

（2）経済安全保障の強化

国家・国民の安全を経済面から確保する観点から、経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進する。新たな国家安全保障戦略等の策定に当たり、経済安全保障を重要な課題と位置付ける。基幹産業が直面するリスクを総点検・評価し、脆弱性を解消するための取組を定式化し、継続・深化していく。

経済安全保障推進法^{※1}を着実に施行すべく、速やかに基本方針を策定し、サプライチェーン及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り早期に実施する。

半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等を始めとする重要な物資について、供給途絶リスクを将来も見据えて分析し、物資の特性に応じて、基金等の枠組みも含め、金融支援や助成などの必要な支援措置を整備することで、政府として安定供給を早急に確保する。基幹インフラの事前審査制度について、各省における事業者からの相談窓口の設置を含め円滑な施行に向けた取組を進める。シンクタンクを立ち上げるとともに、先端的な重要技術の育成を進めるプロジェクトを早急に強化し、速やかに5,000億円規模とすることを目指して、実用化に向けた強力な支援を行う。特許出願の非公開制度について、必要なシステム整備を含め円滑な施行に向けた取組を進める。

外為法^{※2}上の投資審査について、地方支分部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るとともに、指定業種の在り方について検討を行う。ロシアによるウクライナ侵略も踏まえ、新たな安全保障貿易管理の枠組みの検討も含めた先端技術を保有する民主主義国家による責任ある技術管理や、各種制裁の効果的な実施、経済的威圧への対応を含め、同盟国・同志国との連携を強化する。重要土地等調査法に基づき、土地等利用状況調査等を着実に進める。

国際共同研究等における具体的事例の検証等を踏まえつつ、重要情報を取り扱う者への資格付与について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める。先端技術・機微技術を保有するなど、次世代に不可欠な技術の開発・実装の担い手となる民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について検討を行う。日米首脳での合意に基づき、先端半導体基盤の拡充・人材育成に加え、2020年代後半に次世代半導体の設計・製造基盤を確立する。国際情勢の変化等を踏まえたサイバーセキュリティの確保に向けた官民連携や分析能力の強化について、技術開発の推進や制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める。政府が扱う情報の機密性等に応じたクラウドの利用方針を年内に定め、必要なクラウドの技術開発等を支援し、クラウド等に係る政府調達に反映する。

国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図るとともに、内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を速やかに設置し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から関係省庁の事務の調整を行う枠組みを整備する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要となる体制を整備する。

※1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）。

※2 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）。

参照文献 (① / 2)

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf
- 産業構造審議会総会 資料「経済産業政策の新機軸の今後の進め方」(令和4年8月4日)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/pdf/031_01_00.pdf
- 産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会 中間報告(令和元年10月8日)(令和3年6月10日)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20191008001_01.pdf
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20210610_1.pdf
- 産業構造審議会通商・貿易分科会特殊貿易措置小委員会 提言「新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性」
<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210830002/20210830002-2.pdf>
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou1.pdf>
- 経済安全保障推進会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/index.html
- 経済安全保障法制に関する有識者会議(第1回令和4年7月25日、第2回令和4年9月12日)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html
- 経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議(第3回令和4年8月29日)
https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/program/3kai/3kai.html
- 対ロシア等制裁
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ukraine2022/index.html>
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html
<https://www.meti.go.jp/ukraine/index.html>

参照文献 (② / 2)

- Jun KAZEKI (2021) Economic Security Policy as Growth Strategy and Recent Developments in Trade Rules (RIETI September 6, 2021)
- Atlantic Council (2021) Economic security screening: A discussion on geopolitics, markets and compliance (GeoEconomics Center, Panel Speaker, Jun KAZEKI, November 4, 2021)
- Konrad Adenauer Stiftung/European Council on Foreign Relations (2021) Germany and the Indo-Pacific: The Resilience of Supply Chains (Panel Speaker, Jun KAZEKI, September 15, 2021)
- JEF-Chatham House (2021) The Post-Pandemic Outlook in Japan and Europe (Panel Speaker, Jun KAZEKI, September 30, 2021)
- CSIS Digitizing Export Controls (2021): A Trade Compliance Technology Stack? (Acknowledged Contributor, Jun KAZEKI, December 1 2021)
- Jun KAZEKI (2022) Update of Japan's Export Controls and Economic Security (Department of Commerce BIS 2022 Conference on Export Controls and Policy)

< Contact Reference >

GRIPS ALLIANCE

Executive Advisor (Economic Security and Emerging Technology)

Jun KAZEKI j-kazeki@grips.ac.jp

(Mission as Executive Advisor)

- 1) Dialogue with policy makers (whole of government)
- 2) Alignment with relevant institutions (holistic approach)
- 3) Work together and Human resource development (talent ecosystem)

講義者略歴・参考

風木 淳 政策研究大学院大学
政策研究院参与（経済安全保障と先端・重要技術担当）



1966年広島県生まれ。1990年東京大学法学部卒業。米国コロンビア大学ロースクール・法学修士、ニューヨーク大学ロースクール・経済法学修士、ニューヨーク州弁護士。1990年に通商産業省（現：経済産業省）に入省し、公正取引委員会、貿易局為替金融課、大臣官房秘書課研修・採用担当、経済協力開発機構（OECD）、ジュネーブ国際機関日本政府代表部、通商機構部参事官、安全保障貿易管理課長、資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長、製造産業局総務課長、大臣官房審議官（経済産業政策局担当）、内閣官房内閣審議官・日本経済再生総合事務局次長（未来投資会議構造改革徹底推進会合担当）、経済産業省貿易管理部長・大臣官房経済安全保障政策統括調整官等を経て、2022年7月から現職。

※OECD（パリ）では、国際機関事務局上席貿易政策分析官としてシンクタンク経験も有する。文献・アカデミック調査、分析手法・方法論確立、政策提言、データ蓄積、実施・実装サイクルを中長期で経験（規制改革、貿易と構造調整、輸出税・輸出規制の分析、サービス貿易セクター分析）。

本稿は筆者の責任で公表資料・文献をベースに作成している。筆者の過去の職責、所属する組織の見解ではない。議論用でもありアップデートを予定しており忌憚ないコメントを歓迎。